

## 乳製品長期保管特別対策事業実施要綱

令和4年12月27日付け4農畜機第5303号

我が国の生乳需給が緩和している中、乳価引上げに伴い牛乳等の消費減退が懸念され、乳製品在庫の更なる積み増しにより、生乳の需給調整機能が損なわれるおそれがある。こうした需給調整機能を維持し、生乳需給の改善を図るためには、乳業者が抱える在庫の積み増しを抑制する必要がある、市場に影響を与えないよう、生産者団体自らが、消費減退により発生した乳製品在庫を長期的に隔離保管する取組を行うこととしている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、生産者団体自らが乳製品在庫を長期間隔離保管する取組に対して、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって生乳需給の安定を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、脱脂粉乳、全粉乳及びバター（以下「粉乳等」という。）を長期間隔離保管するため、次の1及び2の取組を実施するものとする。

#### 1 乳製品長期保管対策

粉乳等の長期保管、入出庫及び輸送

#### 2 需給安定対策推進

1の取組の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等

### 第3 事業の要件等

対象となる粉乳等は、事業実施主体自らが所有する粉乳等であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項に規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）が自ら受け入れた生乳により製造したもの又は事業実施主体若しくは生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。）が受け入れた生乳を乳業者に委託して製造したものであって、令和 4 年 12 月 5 日以降に保管等を開始したものであること。
- 2 保管する場所は、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 3 条の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けた者の倉庫とし、バターにあっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 57 条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業に係る都道府県知事への届出をした者の倉庫（以下「保管場所」という。）であること。
- 3 事業実施主体が乳業者から買い取りした日又は事業実施主体が保管場所に入庫した日（以下「保管開始日」という。）から起算して 6 か月以上保管すること。なお、事業実施主体は保管中の粉乳等を同種等量の粉乳等と交換することができるものとし、その場合における保管の起算日は、保管開始日を適用するものとする。

#### 第 4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和 4 年度から令和 5 年度までとする。

#### 第 5 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

#### 第 6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第 2 に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

#### 第 7 補助金交付の手続等

- 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画を作成し、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の乳製品長期保管特別対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

## 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の乳製品長期保管特別対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けられるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

## 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の乳製品長期保管特別対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の乳製品長期保管特別対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

## 第8 保管状況の報告

事業実施主体は、別紙様式第5号の乳製品長期保管特別対策事業保管状況報告書を作成し、保管開始日の属する四半期（4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までの各区分による期間をいう。以下同じ。）の最終月の翌月末日までに理事長に提出するものとする。同報告は、当該粉乳等を出庫した日の属する四半期まで継続して行うものとし、令和6年度第2四半期までを限度として行うものとする。

ただし、当該四半期末日において粉乳等の保管がない場合であって、かつ当該四半期において粉乳等の入出庫がない場合にあつては、当該四半期に係る報告を省略できるものとする。

## 第9 事業の推進指導

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の乳製品長期保管特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第11 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容

を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第12 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附 則（令和4年12月27日付け4農畜機第5303号）

- 1 この要綱は、令和4年12月27日から施行し、令和4年12月5日から適用する。
- 2 事業実施主体が、令和4年12月5日から補助金交付決定までの間に第2の事業に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、当該事業実施主体は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 乳製品長期保管対策	粉乳等の長期保管、入出庫及び輸送に要する経費	1 / 2 以内
2 需給安定対策推進	事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を行うために要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度乳製品長期保管特別対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において乳製品長期保管特別対策事業を下記のとおり実施したいので、乳製品長期保管特別対策事業実施要綱の第7の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添「令和 年度乳製品長期保管特別対策事業実施計画」のとおり

### 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 乳製品長期保管対策				
2 需給安定対策推進				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年    月    日

(2) 事業完了予定年月日                年    月    日

### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書



別紙様式第 1 号の別添

令和 年度乳製品長期保管特別対策事業実施計画

1 乳製品長期保管対策

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

2 需給安定対策推進

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度乳製品長期保管特別対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった乳製品長期保管特別対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、乳製品長期保管特別対策事業実施要綱の第7の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別添「乳製品長期保管特別対策事業実施計画」のとおり  
(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度乳製品長期保管特別対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった乳製品長期保管特別対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、乳製品長期保管特別対策事業実施要綱の第7の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算払受領額 ⑤	今回概算払請求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度乳製品長期保管特別対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた乳製品長期保管特別対策事業について、下記のとおり実施したので、乳製品長期保管特別対策事業実施要綱の第7の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「乳製品長期保管特別対策事業実績報告書」のとおり  
(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等  
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度乳製品長期保管特別対策事業保管状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度第 四半期における乳製品長期保管特別対策事業について、乳製品長期保管特別対策事業実施要綱第8の規定に基づき、その保管状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和 年度 事業
- 2 保管状況  
別添のとおり

別紙様式第5号の別添

令和 年度第 四半期における乳製品長期保管特別対策事業保管状況報告

1 保管状況

No.	種類	数量 (kg)	場所	入庫日	出庫日	交換履歴	備考

注1：種類、場所、入庫日、出庫日等ごとに記載すること。

注2：備考欄には保管形態等を記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度乳製品長期保管特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額  
報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度乳製品長期保管特別対策事業補助金について、乳製品長期保管特別対策事業実施要綱の第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2)

金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)



- ・付表 2 「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料